

自然科学研究機構基礎生物学研究所受託研究員等規則

平成16年4月1日
基研規則第23号

(目的)

第1条 この規則は、自然科学研究機構基礎生物学研究所(岡崎共通研究施設にあっては、基礎生物学研究所が緊密な関係及び協力を行う共通研究施設を含む。以下「研究所」という。)における受託研究員等の受入れに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、受託研究員等とは、大学共同利用機関法人自然科学研究機構受託研究員等規程(平成16年自機規程第24号)(以下「受託研究員等規程」という。)

第2条第1項第1号から第4号に規定する者をいう。

2 この規則において、「委託者」とは、受託研究員等を、研究所長に依頼する者をいう。

(受入基準)

第3条 受託研究員等は、研究所にとって研究教育に支障が生ずるおそれがない場合に、受け入れるものとする。

(申請及び許可)

第4条 委託者は、受託研究員等の委託の申請をしようとするときは、研究開始の1か月前までに、別記様式1の受託研究員等申請書を研究所長に提出するものとする。

2 研究所長は、前項の申請が第3条に規定する基準を満たしていると認められる場合に、これを許可する。

3 研究所長は、前項の規定により、受託研究員等の受入れを許可したときは、委託者に通知するものとする。

(受入期間)

第5条 受託研究員等の受入期間は、1年以内とし、その期間は受入れを許可された期間の属する事業年度の範囲内とする。

(受入期間の延長)

第6条 委託者は、研究の必要により受入期間の延長を申請するときは、延長開始の1か月前までに、別記様式2の期間延長申請書を研究所長に提出するものとする。

2 研究所長は、前項の申請が第3条に規定する基準を満たしていると認められる場合に、これを許可する。

3 前項の規定により、受入期間の延長を許可したときは、委託者に通知するものとする。

(研究の中止)

第7条 受託研究員等は、研究を中止等しようとするときは、別記様式3の中止許可願を、委託者を経て、研究所長に提出しなければならない。

2 前項の規定により、研究所長が研究の中止を決定したときは、機構長及び委託者に報告するものとする。

(研究料等)

第8条 委託者は、受託研究員等規程第9条に基づき研究料等を支払うものとする。ただし、同規程別表4の適用を受ける第2条第1項第3号及び第4号に掲げる者に係る研究料等は、研究所長が別に定めるところによる。

(施設等の利用)

第9条 受託研究員等は、受入れに係る研究教育職員又は年俸制職員(特任教員)(以下「受入研究教育職員等」という。)が研究上必要と認めたときは、特に定めのある場合を除き、

研究所の施設及び設備等（以下「施設等」という。）の管理責任者の許可を得て、当該施設等を利用することができる。

（事故による傷病の治療等）

第10条 受託研究員等は、研究従事中に自らの責に帰すべき事由により発生した事故による傷病の治療を要した場合は、その費用を負担するものとする。

（弁償の請求）

第11条 研究所長は、受託研究員等が研究所の施設等を、自らの責に帰すべき事由により滅失又は毀損したときは、当該受託研究員等に弁償を請求することができる。

（規程等の遵守）

第12条 受託研究員等は、自然科学研究機構が定める規程等、関係法令及び指示を遵守しなければならない。

（研究成果の公表）

第13条 受託研究員等の研究所における研究成果は、原則として公表するものとする。

2 研究成果を学会等において発表する場合は、研究所における研究であることを明らかにするとともに、当該論文等の別刷りを研究所長に提出するものとする。

（知的財産権の取扱い）

第14条 受託研究員等が研究所において行った研究成果による発明等に係る知的財産権（「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウ及びその他一切の知的財産権をいう。）の取扱いは、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職務発明等規程（平成16年自機規程第12号）に定めるところによる。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、受託研究員等の受入れに関し必要な事項は、研究所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式1

受 託 研 究 員 等 申 請 書

平成 年 月 日

大学共同利用機関法人自然科学研究機構
基礎生物学研究所長 殿

委託者
氏名

印

下記のとおり、貴研究所の受託研究員等として受入れを申請しますので、許可くださるようお願いいたします。

記

1 受託研究員等の区分 (受入れ区分に○を付してください。)	受託研究員 ・ 受託研修員 ・ 外国人受託研修員 ・ 中国医学研修生
2 受託研究員等氏名	
3 研究課題名	
4 受入期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
5 研究部門等名	
6 受入研究教育職員等名	

7 研究計画の概要

8 履歴及び研究業績(別紙添付)

推 薦 書

推 薦 者
職・氏名

印

別紙

履 歴 及 び 研 究 業 績				
ふりがな 氏 名		男 女	昭和 平成	年 月 日生
現 住 所	(〒 -) TEL() -			
学 歴				
昭和 平成	年 月	大学	学部(学)科卒業	
昭和 平成	年 月	大学大学院	学研究科(学専攻)博士前期課程	修 士 課 程 修了
昭和 平成	年 月	大学大学院	学研究科(学専攻)博士(後期)課程	修了
学 位				
昭和 平成	年 月	博士(大学)		
職歴・その他				
研究業績				
〔 著書・論文名・学協会誌名・巻・頁・発行年を記入し、 主要論文の別刷を添付すること。 〕				

別記様式2

期 間 延 長 申 請 書

平成 年 月 日

大学共同利用機関法人自然科学研究機構
基礎生物学研究所長 殿

委託者
氏名 印

下記のとおり、貴研究所の受託研究員等として受入期間の延長を申請しますので、許可くださ
るようお願いします。

記

1 受託研究員等の区分 (受入れ区分に○を付してください。)	受託研究員 ・ 受託研修員 ・ 外国人受託研修員 ・ 中国医学研修生
2 受託研究員等氏名	
3 研 究 課 題 名	
4 受 入 期 間 (延長後の受入期間を 記入してください。)	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
5 研 究 部 門 等 名	
6 受 入 研 究 教 育 職 員 等 名	

7 研究計画の概要(期間延長申請時点)

8 期間延長の理由

別記様式3

中 止 許 可 願

平成 年 月 日

大学共同利用機関法人自然科学研究機構
基礎生物学研究所長 殿

委託者
氏名 印

下記のとおり、貴研究所の受託研究員等として受入れ中止を申し出しますので、許可くださるようお願いします。

記

1 受託研究員等の区分 (受入れ区分に○を付してください。)	受託研究員 ・ 受託研修員 ・ 外国人受託研修員 ・ 中国医学研修生
2 受託研究員等氏名	
3 研 究 課 題 名	
4 受 入 許 可 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
5 研 究 部 門 等 名	
6 受 入 研 究 教 育 職 員 等 名	
7 中 止 の 時 期	平成 年 月 日
8 中 止 の 理 由 (別紙に記載することも可)	